

名古屋市緑政土木局「週休２日制工事」試行要綱

（趣旨）

第１条 建設業界では、若手技術者の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が重要な課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。この要綱は、建設業の労働環境改善に向けた意識向上を図るとともに、週休２日の普及に取り組むため、名古屋市緑政土木局所管の工事における週休２日制の試行にあたり、必要な事項を定める。

（定義）

第２条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （１）週休２日制工事 工事開始日から工事完了日までの対象期間において、土曜日、日曜日、祝日等（「名古屋市の休日定める条例」（平成３年７月１７日条例第３６号）第２条に規定する休日（以下「休日」という。））を現場閉所し、就業者が休業できるよう取り組む工事。
- （２）発注者指定型 週休２日制工事のうち第３条に基づき発注者が対象工事を指定し、企業の労働環境改善に対する意識向上と週休２日の確保を図るもの。
- （３）受注者希望型 週休２日制工事のうち受注者自らが本要綱の趣旨に沿った取り組みを希望するものに対し、第４条第８項を除き発注者指定型と同様の制度を適用し、労働環境改善に対する意識向上と週休２日の確保を図るもの。
- （４）対象期間 工事開始日から工事完了日までの期間のうち、非対象期間を除いた期間。
- （５）非対象期間 準備期間（工事開始日から現場着手日までの期間）、後片付け期間（施工終了後から２０日間）、夏季休暇（３日間）、年末年始休暇（６日間）、工場製作のみの期間、工事事故等による不稼働期間、天災（豪雨、出水、地震等）に対する突発的な対応期間、その他受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間。
- （６）現場着手 現場事務所の設置、測量、資機材の搬入、仮設工事の開始等、現場で作業を開始すること。
- （７）現場閉所 現場事務所での事務作業を含め、現場作業を一切行わないことをいう。ただし、現場安全点検（巡視）等を行うことは可とする。

（対象工事）

第３条 週休２日制工事の対象は次の各号全てを満たす工事とする。

- （１）単価契約以外
- （２）施工量に対して十分な工期の確保が見込まれる
- （３）契約工期が概ね３か月以上
- （４）工程が現場条件に大きく制約されない
- （５）緊急性がない

- 2 発注者指定型の対象工事は前項の他次の各号を満たす工事とする。
- (1) 予定価格が概ね10,000千円以上の工事
 - (2) 「週休2日制工事の試行に関する特記仕様書」を添付し発注する工事
- 3 受注者希望型の対象工事は第1項の他次の各号を満たす工事とする。
- (1) 工事契約後、週休2日の取得計画が分かる実施工程表を含む施工計画書を提出し、本市監督員が認めた工事

(取組内容)

- 第4条 週休2日制工事の受注者は、対象期間の休日を現場閉所し、就業者の休業が図れるよう配慮するものとする。
- 2 現場条件などに伴いやむを得ず休日に作業を行う必要が生じた場合には、本市監督員と協議の上、前後10日間の期間において振替休日を設けるものとする。
- 3 受注者は、下請負業者に対し週休2日制工事の取り組みの趣旨を伝え、協力を依頼すること。
- 4 受注者は、公衆の見やすい場所に試行工事である旨を明示する。記載内容は次の例を基本とし、大きさはA3サイズ以上とする。

(記載内容の例)

週休2日制試行工事

この工事は、建設産業の労働環境を改善するため、週休2日の確保に取り組む工事です。

発注者：名古屋市〇〇土木事務所
施工者：〇〇建設(株)

- 5 受注者は、本市監督員が週休2日の実施状況を確認できるよう、請負工事施行要綱第3条第4項に規定する工事記録簿(第31号様式)に休業日を明記すること。
- 6 本市監督員は週休2日制の実施に伴う工程の遅延などがないか日常的に確認するとともに、前項に基づき受注者から提出された工事記録簿を確認する。
- 7 工事成績評定において、対象期間の休日数に対し75%以上の現場閉所を実施した場合には1点、87.5%以上の現場閉所を実施した場合には2点の加点を行う。
- 8 対象期間終了時に週休2日の実施状況を確認し、87.5%以上の現場閉所を実施した場合には、間接工事費の算定にそれぞれ以下の補正係数を乗じ設計変更を行う。

【共通仮設費】 1.02

【現場管理費】 1.04

9 受注者は、週休2日制工事の制度をより良いものとするため、発注者が実施するアンケート調査等に協力すること。

(特記仕様書等)

第5条 発注者指定型の工事において適用する特記仕様書は、別紙「週休2日制工事の試行に関する特記仕様書」のとおりとする。

2 発注者指定型の週休2日制工事は、原則として工事件名の末尾に(週休2日制試行工事)を付け加えるものとする。

附則

この要綱は平成30年5月14日から施行する。

附則

この要綱は平成31年2月1日から施行する。